

国民健康保険の限度額適用認定証は更新手続きが必要です

国民健康保険の限度額適用認定証（減額認定証）は毎年更新のお手続きが必要です。有効期限が令和7年7月31日の方は、令和7年8月中旬に更新の申請をお願いします。申請していただいた月の初日から有効になります。

【持ち物：資格確認書、マイナンバーがわかるもの、別世帯の方は委任状】

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証（減額認定証）の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

長期入院該当について

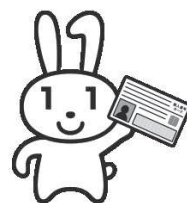
住民税非課税世帯の方で標準負担減額認定を受けている方が、申請月を含む過去12カ月間の入院日数が91日以上ある場合は、長期入院該当の認定を受けることで食事代がさらに減額されます。

長期入院該当の申請をした月の翌月1日からの適用となりますので、該当した場合はお早めにお手続きください。

国民健康保険の加入・脱退は届出が必要です

退職等により国民健康保険に加入するときや、就職等により国民健康保険から脱退するときは届出が必要です。届出が遅れると、医療機関での受診に影響したり、社会保険料と国民健康保険税が二重に課税されたりすることがありますので、速やかな届出をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
オンラインでも届出できます。右の二次元
バーコードから手続きサイトにアクセスできます。



第三者の行為（交通事故等）でケガをした時は、届出が必要です

第三者の行為によるケガは、一般に第三者が治療費を負担するため、国民健康保険は利用できませんが、「第三者行為による傷病届」を提出することで、国民健康保険を利用して治療を受けることができます。

この場合、医療費を国民健康保険が一時的に立て替えている状態ですので、医療費に関する加害者への請求権は、国民健康保険が持つことになり、治療後に国民健康保険が第三者に治療費を請求します。

ただし、すでに示談が成立したり、治療費を直接受け取っているときは、国民健康保険は使えませんのでご注意ください。



【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

7月下旬に資格情報のお知らせまたは資格確認書を一齐に郵送します

現在お使いいただいている国民健康保険の保険証（資格確認書等）の有効期限は、令和7年7月31日までになっています。令和7年8月1日からご利用いただける新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書は、それぞれ世帯内の加入全員分をまとめて世帯主宛てに7月下旬に郵送します。

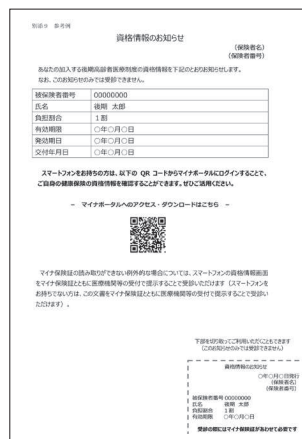
8月以降に医療機関を受診する方法については、下記をご確認ください。

「資格情報のお知らせ」が届いた方

このお知らせが届いた方は、**マイナ保険証をお持ちの方**です。
(マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方)

お持ちの**マイナ保険証で医療機関を受診**してください。

- ★「資格情報のお知らせ」は、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ★医療機関等のカード読み取り機械の不具合などでマイナ保険証が利用できない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一緒にご提示ください。



※画像はイメージです



「資格確認書」が届いた方

このお知らせが届いた方は、**マイナ保険証をお持ちでない方**です。
(マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方、マイナンバーカードを持っていない方、カードの有効期限が切れている方など)

届いた**資格確認書で医療機関を受診**できます。

- ★マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず「資格確認書」が交付されます。
- ★「資格確認書」を医療機関に提示することで、これまでどおり受診ができます。

※画像はイメージです

